

第4回嬉野市議会定例会議案

令和4年12月2日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
19	令和4年12月2日	専決処分（第9号）の報告について	1
20	〃	専決処分（第10号）の報告について	3
21	〃	専決処分（第11号）の報告について	5
22	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	7

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
60	令和4年12月2日	専決処分（第12号）の承認を求めることについて	別冊
61	〃	嬉野市個人情報保護法施行条例について	13
62	〃	嬉野市個人情報保護審査会条例について	16
63	〃	嬉野市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について	21
64	〃	嬉野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	27
65	〃	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	40
66	〃	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	43
67	〃	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	45
68	〃	嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	47
69	〃	嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	58
70	〃	嬉野市営浄化槽条例の一部を改正する条例について	60
71	〃	嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例について	62
72	〃	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について	65
73	〃	嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について	67
74	〃	市道路線の廃止について	69
75	〃	市道路線の変更について	70
76	〃	令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第7号）	別冊
77	〃	令和4年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
78	令和4年12月2日	令和4年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
79	〃	令和4年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地 区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
80	〃	令和4年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃

報告第19号

専決処分（第9号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第9号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年9月15日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

塩田中学校用務員（会計年度任用職員）が、草刈り機を用いて塩田中学校グラウンドの敷地内除草作業をしていたところ、小石が跳ね、駐車場に駐車してあった被害者の自家用車リアガラスを破損した。

2 事故発生年月日

令和4年8月29日

3 事故発生場所

嬉野市塩田町大字馬場下甲1881番地
嬉野市立塩田中学校 グラウンド及び駐車場

4 損害賠償額

金400,833円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方



報告第20号

専決処分（第10号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第10号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年9月21日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

観光商工課の作業員（会計年度任用職員）が、草刈り機を用いて県道346号線（ふじ棚付近）の除草作業をしていたところ、小石が跳ね、通行していた車両の助手席側ドアガラスに傷がついた。

2 事故発生年月日

令和4年8月23日

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿甲2830番1 地先
県道346号線

4 損害賠償額

金39,600円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方



報告第21号

専決処分（第11号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第 1 1 号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 2 0 4 号）第 2 条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 0 月 6 日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

市の公用車が国道 3 2 2 号線を走行中に、一時停止を無視した軽トラックが右方向から飛び出してきた、ブレーキが間に合わず衝突した。

2 事故発生年月日

令和 4 年 6 月 7 日 午前 8 時 2 7 分頃

3 事故発生場所

福岡県嘉麻市千手 1 7 2 5 番地 1 付近交差点

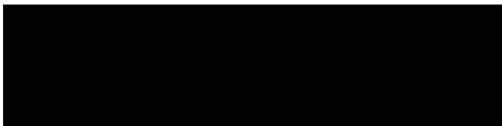
4 損害賠償額

金 9, 8 3 4 円

5 過失割合

1 0 パーセント

6 損害賠償の相手方



議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 2 6 年嬉野市条例第 4 1 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格 1 3 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	財政課	令和4年度 テント倉庫建設工事	嬉野町大字 下宿地内	10, 670, 000	指名競争 入札	佐賀市高木瀬町大字長瀬429番地 有限会社ケンショーハウス工業 代表取締役 古賀 浩之	令和4年9月16日	令和4年9月16日 ～ 令和4年12月15日
2	財政課	嬉野市役所塩田庁舎3階議長・議員控室系統空調 設備改修工事	嬉野市役所 塩田庁舎内	4, 125, 000	随意契約	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	令和4年10月3日	令和4年10月3日 ～ 令和4年11月25日
3	財政課	令和4年度 塩田庁舎トイレ洋式化工事	嬉野市役所 塩田庁舎内	2, 123, 000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	令和4年10月31日	令和4年10月31日 ～ 令和5年3月15日
4	健康づくり 課	令和4年度 嬉野市塩田保健センター空調・換気 取替工事	嬉野市塩田 保健セン ター	2, 006, 400	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所乙3286番地4 ユタカ電設株 代表取締役 大久保 旭	令和4年8月12日	令和4年8月12日 ～ 令和4年11月30日
5	福祉課	嬉野市中央公民館福祉事務室空調設備改修工事	塩田町大字 馬場下甲地 内	1, 870, 000	随意契約	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	令和4年11月2日	令和4年11月2日 ～ 令和4年12月28日
6	農業政策課	令和4年度 ハウス団地基盤整備事業に伴う附 帯工事(1期)	塩田町大字 馬場下地内	5, 038, 000	随意契約	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和4年8月31日	令和4年8月31日 ～ 令和4年9月26日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
7	建設課	3線改第1号 市道病院通り線歩道改良工事	嬉野町大字 下宿地内	7,997,000	指名競争 入札	佐賀県嬉野市嬉野町吉田丁3649番地18 有限会社杉原建設 代表取締役 杉原康一	令和4年10月3日	令和4年10月3日 ～ 令和5年2月28日
8	建設課	3線単災第10号 普通河川桂尾谷川（2工区）災害復旧工事	塩田町大字 谷所地内	1,947,000	指名競争 入札	佐賀県嬉野市塩田町谷所甲4435 小森建設 代表 小森隆昭	令和4年10月18日	令和4年10月18日 ～ 令和4年11月30日
9	建設課	3線単災第28号 普通河川古子口川災害復旧工事	塩田町大字 馬場下地内	2,739,000	随意契約	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	令和4年10月20日	令和4年10月20日 ～ 令和5年1月31日
10	建設課	3年災第390号 市道岩屋川内ダム線道路災害復旧工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	39,380,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和4年8月30日	令和4年8月30日 ～ 令和5年3月17日
11	建設課	3線単災第29号 普通河川新坂川災害復旧工事	塩田町大字 久間地内	3,795,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲562-1 (有)セイワ工業 代表取締役 大川内 正義	令和4年10月17日	令和4年10月17日 ～ 令和5年1月31日
12	建設課	3年災第347号 市道陣野2号線道路災害復旧工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	4,213,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野内1746番地 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和4年11月1日	令和4年11月1日 ～ 令和5年3月10日
13	建設課	4改第2号 市道8.6.1体育館通り線道路改良工事	嬉野町大字 下宿地内	3,333,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙2320-2 (有)井手造園土木 取締役 井手 勝広	令和4年10月3日	令和4年10月3日 ～ 令和5年1月20日
14	建設課	4改第1号 市道病院通り線歩道改良工事に伴う 下水道移設工事	嬉野町大字 下宿地内	3,960,000	随意契約	佐賀県嬉野市嬉野町吉田丁3649番地18 有限会社杉原建設 代表取締役 杉原康一	令和4年10月28日	令和4年10月28日 ～ 令和5年2月28日
15	新幹線・ま ちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅周辺整備関連事業嬉野 温泉駅高架下外構工事	嬉野町大字 下宿地内	11,000,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年9月28日	令和4年9月28日 ～ 令和5年1月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
16	新幹線・まちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅高架下広場舗装工事	嬉野町大字下宿地内	7,095,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年8月24日	令和4年8月24日 ～ 令和4年10月31日
17	新幹線・まちづくり課	令和4年度 区画道路9.5-1号線他1路線舗装附帯工事	嬉野町大字下宿地内	2,365,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野丙1746番地 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和4年8月26日	令和4年8月26日 ～ 令和4年9月22日
18	新幹線・まちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅周辺道路標識設置工事(1工区)	嬉野町大字下宿地内	2,233,000	指名競争入札	佐賀市駅前中央3-2-31 (株)佐賀シンコー 代表取締役 岩田 江利子	令和4年8月30日	令和4年8月30日 ～ 令和4年10月7日
19	新幹線・まちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅周辺道路標識設置工事(2工区)	嬉野町大字下宿地内	1,485,000	指名競争入札	佐賀市若楠2丁目9番18号 (株)交安 代表取締役 野中 健二	令和4年9月21日	令和4年9月21日 ～ 令和4年10月21日
20	新幹線・まちづくり課	令和4年度 1号公園植栽工事	嬉野町大字下宿地内	32,230,000	指名競争入札	佐賀市嘉瀬町大字扇町2617番地の7 (株)葉隠緑化建設 代表取締役 久保 和則	令和4年10月5日	令和4年10月5日 ～ 令和4年12月23日
21	新幹線・まちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業新幹線嬉野温泉駅1号線他誘導シート設置等工事	嬉野町大字下宿地内	8,800,000	指名競争入札	佐賀市鍋島町大字森田829番2 シンテック(株) 代表取締役 徳久 利正	令和4年8月18日	令和4年8月18日 ～ 令和4年10月21日
22	新幹線・まちづくり課	令和4年度(R3線越) 1号公園電気設備工事	嬉野町大字下宿地内	12,540,000	指名競争入札	鹿島市大字高津原41-3 (株)宮園電工 代表取締役 花島 光喜	令和4年8月17日	令和4年8月17日 ～ 令和4年11月15日
23	新幹線・まちづくり課	令和4年度(R3線越) 1号公園造成工事	嬉野町大字下宿地内	21,450,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年10月19日	令和4年10月19日 ～ 令和4年11月30日
24	農林整備課	令和4年度(R3線) 基盤整備促進事業 冬野地区農道・水路改修工事	塩田町大字久間地内	10,010,000	指名競争入札	佐賀県嬉野市塩田町五町田甲269 山口建設株式会社 代表取締役 山口貞彦	令和4年8月18日	令和4年8月18日 ～ 令和4年10月28日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和4年 第4回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
25	農林整備課	令和3年災209-1 梶原健農地外災害復旧工事	嬉野町大字 下宿地内	2,365,000	指名競争 入札	佐賀県嬉野市嬉野町下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和4年8月25日	令和4年8月25日 ～ 令和4年12月23日
26	農林整備課	令和4年度（R3線）林道下不動線災害復旧附帯工 事	嬉野町大字 不動山地内	2,002,000	随意契約	佐賀県嬉野市嬉野町下宿乙969-1 中野建設株式会社 代表取締役 中野淳一	令和4年9月8日	令和4年9月8日 ～ 令和4年10月31日
27	農林整備課	令和4年度（R3線）地域農業水利施設ストックマネジメント 事業 中通橋頭首工整備補修工事	塩田町大字 久間地内	4,108,500	指名競争 入札	佐賀県鹿島市高津原4026-1 大和塗装株式会社 代表取締役 平野芳憲	令和4年10月14日	令和4年10月14日 ～ 令和4年12月15日
28	農林整備課	令和3年災 209-137下吉田農道災害復旧工事	嬉野町大字 下野地内	1,672,000	指名競争 入札	佐賀県嬉野市嬉野町吉田丁3649番地18 有限会社杉原建設 代表取締役 杉原康一	令和4年8月25日	令和4年8月25日 ～ 令和4年12月23日
29	農林整備課	令和3年災 209-61川原農地外災害復旧工事	塩田町大字 久間地内	10,065,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	令和4年8月29日	令和4年8月29日 ～ 令和5年1月27日
30	農林整備課	令和3年災 209-57田代農地災害復旧工事	嬉野町大字 吉田地内	5,148,000	指名競争 入札	佐賀県嬉野市嬉野町吉田丁3649番地18 有限会社杉原建設 代表取締役 杉原康一	令和4年8月29日	令和4年8月29日 ～ 令和5年1月27日
31	農林整備課	令和3年災 209-66岸川和農地外災害復旧工事	塩田町大字 馬場下地内	4,092,000	指名競争 入札	佐賀県嬉野市塩田町谷所甲4435 小森建設 代表 小森隆昭	令和4年8月30日	令和4年8月30日 ～ 令和5年1月27日
32	農林整備課	令和3年災 209-18高月貞農地外災害復旧工事	嬉野町大字 不動山地内	5,181,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746番地 (株) 神近建設 代表取締役 神近 利久	令和4年8月31日	令和4年8月31日 ～ 令和5年1月27日
33	農林整備課	令和4年度農業水路等長寿命化防災減災事業 上 林ため池改修工事	塩田町大字 馬場下地内	22,440,000	指名競争 入札	佐賀県嬉野市塩田町馬場下甲529-1 株式会社西村組 代表取締役 西村博	令和4年10月18日	令和4年10月18日 ～ 令和5年3月15日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和4年第4回定例会								
34	農林整備課	令和3年災 209-108茶ノ木久保水路外災害復旧工事	嬉野町大字不動山内	3,586,000	指名競争入札	佐賀県嬉野市嬉野町下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和4年10月27日	令和4年10月27日 ～ 令和5年3月24日
35	農林整備課	令和3年災 209-3山口文農地外災害復旧工事	嬉野町大字下宿内	3,575,000	指名競争入札	佐賀県嬉野市嬉野町不動山甲101-1 株式会社川内工業 代表取締役 川内 孝徳	令和4年11月2日	令和4年11月2日 ～ 令和5年3月24日
36	農林整備課	令和3年災 209-62 平野初1号農地外災害復旧工事	塩田町大字久間内	7,513,000	指名競争入札	佐賀県嬉野市塩田町五町田甲269 山口建設株式会社 代表取締役 山口貞彦	令和4年11月2日	令和4年11月2日 ～ 令和5年3月24日
37	農林整備課	令和3年災 209-58梶原辰農地外災害復旧工事	嬉野町大字吉田内	5,170,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年11月2日	令和4年11月2日 ～ 令和5年3月24日
38	農林整備課	令和3年災 209-4大谷農地外災害復旧工事	嬉野町大字下宿内	7,205,000	指名競争入札	佐賀県嬉野市嬉野町下野甲4065-1 株式会社小川組 代表取締役 小川辰弘	令和4年11月2日	令和4年11月2日 ～ 令和5年3月24日
39	教育総務課	令和4年度久間小学校放送設備及び照明器具改修工事	塩田町大字久間	2,073,500	指名競争入札	嬉野市嬉野町下宿乙906-1 株式会社 オータデンキ 代表取締役 太田晶記	令和4年8月17日	令和4年8月17日 ～ 令和4年10月31日
40	環境下水道課	令和4年度 嬉野市営浄化槽事業 R4-034号浄化槽設置工事	嬉野町大字不動山内	1,606,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字不動山乙152-1 飯田設備 代表者 飯田 利光	令和4年8月19日	令和4年8月19日 ～ 令和4年10月14日
41	環境下水道課	令和4年度 (R3線) 公下第2号 下岩屋地区舗装復旧工事 (1工区)	嬉野町大字岩屋川内内	22,440,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間乙2717-1 西部道路(株) 嬉野営業所 所長 松尾 裕矢	令和4年8月30日	令和4年8月30日 ～ 令和5年1月31日
42	環境下水道課	令和4年度 (R3線) 公下第3号 下岩屋地区舗装復旧工事 (2工区)	嬉野町大字岩屋川内内	9,955,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746番地 (株) 神近建設 代表取締役 神近 利久	令和4年8月31日	令和4年8月31日 ～ 令和4年12月23日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和4年第4回定例会 43	環境下水道課	令和4年度 嬉野浄化センターNo. 2-1曝気装置工事	嬉野町大字下宿地内	7,810,000	随意契約	福岡県福岡市博多区店屋町8番30号住友重機械エンバイロメント株式会社 福岡支店 支店長 加島 喜裕	令和4年9月20日	令和4年9月20日 ～ 令和5年3月10日
44	環境下水道課	令和4年度公下第4号 下岩屋地区污水管渠布設工事	嬉野町大字岩屋川内地内	31,416,000	指名競争入札	佐賀県鹿島市大字高津原3541-1 株式会社 植松建設 代表取締役 植松信安	令和4年10月18日	令和4年10月18日 ～ 令和5年3月24日
45	観光商工課	令和4年度 シーボルトの湯入浴介助用リフト設置工事	嬉野町大字下宿地内	1,825,070	随意契約	嬉野市塩田町大字久間乙3031 有限会社トゥーワンケア 代表取締役 石橋蔵人	令和4年8月24日	令和4年8月24日 ～ 令和4年9月30日
46	観光商工課	令和4年度(R3繰越)嬉野市源泉集中管理事業(嬉野市駅前源泉)源泉集中管理モニタリングシステム構築工事	嬉野町大字下宿地内(駅前源泉)	10,626,000	随意契約	長崎県諫早市幸町72番4号 株式会社カワサキコーポレーション 長崎営業所 所長 寺田博昭	令和4年8月23日	令和4年8月23日 ～ 令和5年3月31日

- ・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額：消費税を含む契約総額
- ・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第60号

専決処分（第12号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第6号）を次のとおり専決処分する。

令和4年10月7日

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,664千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,501,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,743,289	134,664	2,877,953
	2 国庫補助金	798,712	134,664	933,376
歳入	合計	19,366,611	134,664	19,501,275

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,963,140	134,664	6,097,804
	1 社会福祉費	2,842,121	134,664	2,976,785
歳出	合計	19,366,611	134,664	19,501,275

議案第 6 1 号

嬉野市個人情報保護法施行条例について

嬉野市個人情報保護法施行条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)の一部改正に伴い、
その施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書1件当たり次のとおりとする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 300円
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 200円

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第4条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審査会への諮問)

第5条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、嬉野市個人情報保護審査会条例（令和 年嬉野市条例第 号）第2条に規定する嬉野市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者に係る旧条例第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行の日（以下「附則第2条施行日」という。）前に旧条例第15条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

議案第 6 2 号

嬉野市個人情報保護審査会条例について

嬉野市個人情報保護審査会条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)の一部改正に伴い、
個人情報保護審査会について定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条―第6条）

第3章 審査会の調査審議等の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第7条―第10条）

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第11条）

第4章 雑則（第12条・第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、嬉野市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、嬉野市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2） 嬉野市個人情報保護法施行条例（令和 年嬉野市条例第 号。以下「施行条例」という。）第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き

その職務を行うものとする。

- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第6条 審査会は、原則として委員の全員をもって構成する合議体で、第2条各号に掲げる事務を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、指名する委員をもって構成する合議体で、第2条各号に掲げる事務を行う。

第3章 審査会の調査審議等の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第7条 この節において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を除く。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。）をいう。

- 2 この節において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示

された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは
ならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれ
ている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、
審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項
の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2
項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)
第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同
法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの
資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚
によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、当該電磁的
記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審
査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁
をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三
者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるとき
は、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料
を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、そ
の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

(規則への委任)

第11条 施行条例第5条の規定により審査会に諮問する場合の手続に関し必要な
事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条の規定の施行の際現に嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21条）第46条の規定により市に置かれた同条に規定する嬉野市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

2 市長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。

3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第46条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第44条の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

嬉野市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について

嬉野市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）等の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。

嬉野市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
(嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年嬉野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。)」の次に「第27条第2項並びに」を、「第28条第3項」の次に「及び第4項の規定」を、「基づき」の次に「、職員の意に反する休職及び降給の事由」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、「効果」の次に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、」を「公務執行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁固以上の刑に処せられ、その」に改め、「特に」の次に「必要があると認められるときは、」を加え、「失わない」を「失わせない」に改め、同条第2項中「執行猶予が」を「執行猶予の言い渡しを」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第2項中「その」の次に「事由又は」を加え、同条を第4条とする。

第2条の見出しを「(降任等の手続)」に改め、同条第1項中「免職する場合又は」を「免職する場合、」に改め、「休職する場合」の次に「又は前条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第2項中「降任若しくは免職又は休職」を「降任若しくは降給又は免職若しくは休職」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の3条を加える。

(休職の事由)

第2条 職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合には、これを休職にすることができる。

(降給の種類)

第2条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文

の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。) とする。

(降格等の事由)

第2条の3 職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降格又は降号することができる。この場合において、第4号の規定により職員のうちいずれを降格又は降号させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなると認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の2項を加える。

3 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号。以下「給与条例」という。）附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）附則第10項の規定による降給とする」とする。

4 第3条第2項の規定は、給与条例附則第10項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、この規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、この規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年嬉野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）」に改める。

(嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和3年嬉野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「占める職員」の次に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第20条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第6条第11項の項を削り、同表第15条第2項の項及び第18条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第18条第4項の項を削り、同表第18条第5項の項中「嬉野市職員の育児休業等に関する条例」の次に「（平成18年嬉野市条例第35号）」を加える。

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第10項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え）

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第10項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年嬉野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）第1条に規定する職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう」を「臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く」に改め、同条第2号中「人事評価」を「職員の人事評価」に改め、同条第5号中「休業」を「職員の休業」に改め、同条第8号中「退職管理」を「職員の退職管理」に改める。

第5条第1号中「嬉野市公報」を「市報」に改める。

（嬉野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 嬉野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年嬉野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、「勤務地手当」を「地域手当」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 嬉野市職員等の旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）」に、「同法」を「法」に改める。

第3条第3項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第9条第1項第3号中「第2号」を「前号」に改める。

(嬉野市職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 嬉野市職員の再任用に関する条例（平成18年嬉野市条例第30号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）については、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、第2条の規定による改正後の嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条及び第3条の規定による改正後の嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条第1項の規定を適用する。

議案第 6 4 号

嬉野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の定年等に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 2 9 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の定年等に関する条例（平成18年嬉野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

い。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）第11条第1項に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。

第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員

（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

令和11年4月1日から令和13年3月 31日まで	64年
-----------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の嬉野市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の嬉

野市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合に

における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢) に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の総合評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る

年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第6条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の

前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 6 5 号

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 3 4 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「。以下「育児休業法」という。」を削り、同条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項中「規則の」を「規則で」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条、第8条の2第1項及び第11条第1項中「規則の」を「規則で」に改める。

第12条第1項中「生理休暇」を「ヘルスサポート休暇」に改める。

第13条第1項第1号中「、再任用短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の見出しを「（ヘルスサポート休暇）」に改め、同条中「生理日の」を「生理日又は更年期障害において」に、「女性職員が、生理休暇」を「職員が休暇」に改め、「場合は、」の次に「1月に」を加え、「生理休暇」を「ヘルスサポート休暇」に改める。

第24条第3項中「8週間を」を「1年を」に改める。

第26条第1項第1号の表中「

血族	父母	7日	姻族	父母	3日（7）
	子	5日		子	1日（5）
	祖父母	3日		祖父母	1日（3）
	孫	1日		兄弟姉妹	1日（3）
	兄弟姉妹	3日		おじ又はおば	1日（1）
	おじ又はおば	1日			

」を「

血族	父母	7日	姻族	父母	3日（7）
----	----	----	----	----	-------

子	5日	子	1日(5)
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)	祖父母	1日(3)
孫	1日	兄弟姉妹	1日(3)
兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日(1)
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)		

」に改める。

第27条第1項、第28条及び第30条中「規則の」を「規則で」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第18条及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

議案第 66 号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例について

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成 18 年嬉野市
条例第 37 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一
部を改正する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 67 号

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 40 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第68号

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に基づき、嬉野市職員について給与改定等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	199,000	234,600	266,700	292,100	322,400	367,300
	2	151,300	200,700	236,100	268,500	294,200	324,600	370,000
	3	152,500	202,300	237,600	270,000	296,500	327,000	372,400
	4	153,600	204,100	239,100	271,800	298,600	329,200	375,100
	5	154,700	205,600	240,500	273,500	300,600	331,500	377,200
	6	155,900	207,300	242,200	275,100	302,900	333,600	379,700
	7	157,000	209,100	243,600	277,000	305,300	335,800	382,100
	8	158,100	210,800	245,100	279,100	307,600	338,100	384,600
	9	159,100	212,500	246,200	281,100	309,600	340,100	386,900
	10	160,500	214,400	247,700	283,200	312,000	342,300	389,700
	11	161,900	216,200	249,100	285,300	314,200	344,500	392,300
	12	163,200	217,900	250,400	287,400	316,600	346,700	395,100
	13	164,400	219,200	251,900	289,500	318,800	348,700	397,500
	14	165,900	221,100	253,200	291,600	320,900	350,800	399,900
	15	167,500	222,800	254,400	293,600	323,200	352,800	402,100
	16	169,100	224,500	255,500	295,800	325,300	354,800	404,500
17	170,200	226,200	257,000	297,700	327,300	356,800	406,400	

18	171,600	227,900	258,700	299,800	329,400	358,800	408,400
19	173,100	229,400	260,100	301,900	331,500	360,600	410,300
20	174,500	231,000	261,700	303,900	333,600	362,500	412,200
21	175,800	232,400	263,200	306,000	335,500	364,500	414,100
22	178,400	234,000	264,800	308,100	337,600	366,400	415,900
23	180,900	235,400	266,500	310,100	339,700	368,400	417,700
24	183,500	237,000	268,200	312,300	341,800	370,400	419,700
25	185,900	238,000	270,100	314,100	343,400	372,400	421,500
26	187,600	239,400	272,100	316,300	345,400	374,300	423,000
27	189,300	240,800	273,900	318,400	347,300	376,400	424,600
28	190,900	241,900	275,800	320,400	349,200	378,400	426,200
29	192,300	243,200	277,600	322,400	350,900	379,900	427,800
30	194,100	244,200	279,500	324,400	352,800	381,800	429,100
31	195,800	245,100	281,400	326,500	354,700	383,600	430,400
32	197,400	246,100	283,300	328,700	356,600	385,100	431,700
33	199,000	247,300	284,900	330,100	358,500	386,900	432,900
34	200,400	248,400	286,800	332,100	360,300	388,400	434,200
35	201,700	249,300	288,700	334,100	362,200	389,900	435,500
36	203,100	250,400	290,600	336,200	363,900	391,500	436,800
37	204,400	251,300	292,300	338,100	365,300	392,900	438,000
38	205,600	252,600	294,100	340,100	366,700	394,200	438,800
39	206,800	254,000	295,900	342,100	368,100	395,400	439,600
40	208,000	255,300	297,700	344,100	369,500	396,500	440,400
41	209,400	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600	441,000
42	210,700	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800	441,700
43	212,000	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100	442,400
44	213,200	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200	443,200
45	214,400	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900	444,000
46	215,700	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600	444,800
47	217,000	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300	445,200
48	218,200	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000	445,900

49	219,200	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600	446,400
50	220,400	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200	446,800
51	221,300	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800	447,200
52	222,300	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200	447,600
53	223,300	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600	448,000
54	224,200	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900	448,400
55	225,100	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200	448,800
56	226,000	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500	449,200
57	226,300	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800	449,500
58	227,100	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100	449,900
59	227,800	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400	450,200
60	228,600	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700	450,500
61	229,200	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000	450,800
62	230,000	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300	
63	230,700	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600	
64	231,300	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900	
65	231,900	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200	
66	232,600	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500	
67	233,200	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800	
68	234,000	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100	
69	234,700	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300	
70	235,300	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600	
71	235,900	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000	
72	236,500	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300	
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500	
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800	
75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100	
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300	
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500	
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900		
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200		

80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500
85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500
93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700
94		298,900	347,500	387,000	
95		299,300	348,000	387,400	
96		299,700	348,400	387,800	
97		299,900	348,600	388,100	
98		300,200	349,000	388,700	
99		300,600	349,400	389,100	
100		301,000	349,800	389,500	
101		301,200	350,100	389,800	
102		301,500	350,500		
103		301,900	350,900		
104		302,200	351,300		
105		302,400	351,800		
106		302,700	352,200		
107		303,100	352,600		
108		303,400	353,000		
109		303,600	353,500		
110		304,000	353,900		

	111		304,400	354,200				
	112		304,700	354,500				
	113		304,900	355,000				
	114		305,200					
	115		305,500					
	116		305,900					
	117		306,100					
	118		306,300					
	119		306,600					
	120		306,900					
	121		307,300					
	122		307,500					
	123		307,800					
	124		308,100					
	125		308,400					
再任用 職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条第4項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を削る。

第7条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄

に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に改める。

第8条中「規則の」を「規則で」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第11条第2項中「45,000円」を「60,000円」に改める。

第13条第2項中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第25条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第4号中「その者」を「当該職員」に改める。

第27条第1項各号中「その者が」を「当該職員が」に改める。

第28条第1項中「職員に対し、」の次に「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第29条第2項中「再任用の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該

職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

1 1 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 嬉野市職員の定年等に関する条例（平成18年嬉野市条例第29号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 嬉野市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

1 2 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であつ

て、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例（以下「第2

条改正後給与条例」という。) 附則第10項から第17項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。) 附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が第2条改正後給与条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される嬉野市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される嬉野市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年嬉野市条例第 号)附則第2項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する同条例による改正後の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年嬉野市条例第34号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第25条第3項、第28条第2項及び第29条第2項の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第15条第2項、第18条第2項、第28条第2項及び第29条第2項の規定を適用する。

(規則への委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要

な事項は、規則で定める。

議案第 69 号

嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例について

嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年嬉野
市条例第 15 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に基づき、嬉野市職員について給与改定等を行うた
め、条例を改正する必要がある。

嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する

第7条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 70 号

嬉野市営浄化槽条例の一部を改正する条例について

嬉野市営浄化槽条例（平成 26 年嬉野市条例第 31 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料の端数処理について 1 円未満とすることに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営浄化槽条例の一部を改正する条例

嬉野市営浄化槽条例（平成26年嬉野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「10円未満」を「1円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市営浄化槽条例の規定は、令和5年5月使用分として徴収する使用料から適用し、同年4月以前の使用分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 7 1 号

嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例について

嬉野市営公衆浴場条例（平成 2 1 年嬉野市条例第 3 2 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 施設使用料等を見直すため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例

嬉野市営公衆浴場条例（平成21年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「午後11時」を「午後10時」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第15条関係）

種別	単位	区分	使用料	備考	
大浴場一般券	入場1回	70歳以上	340円	<ul style="list-style-type: none"> 小学生未満について、保護者同伴の場合には無料とする。 障がい者等とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。 	
		大人（中学生以上70歳未満）	450円		
		障がい者等	340円		
		こども（小学生）	220円		
		障がい者等	110円		
大浴場団体券（10人以上）	入場1回	大人（中学生以上）	370円		
		こども（小学生）	180円		
大浴場回数券	入場12回	大人（中学生以上）	4,500円		
		こども（小学生）	2,200円		
大浴場パスポート	年間入場	大人（中学生以上）	50,000円		
		こども（小学生）	25,000円		
	半年間入場	大人（中学生以上）	26,000円		
		こども（小学生）	1,300円		
	3か月間入場	大人（中学生以上）	14,000円		
		こども（小学生）	7,000円		
貸切湯	50分		2,500円又は大浴場回数券大人券5枚	<ul style="list-style-type: none"> 介護又は介助が必要な者との同伴については、75分とする。 	

休憩室	使用 1 回	大人（中学生以上）	110円	・大浴場又は貸切湯を使用した者については、無料とする。
		こども（小学生）	60円	

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 貸切湯の使用の場合、入湯税を大人1人50円別途徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の嬉野市営公衆浴場条例第15条第2項の規定に基づく利用料金の額の改定に関し必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の嬉野市営公衆浴場条例の規定は、施行日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

議案第 7 2 号

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について

嬉野市下水道条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 1 3 7 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料の端数処理について 1 円未満とすることに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例

嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「10円未満」を「1円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市下水道条例の規定は、令和5年5月使用分として徴収する使用料から適用し、同年4月以前の使用分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 73 号

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成 18 年嬉野市条例第 138 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料の端数処理について 1 円未満とすることに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項ただし書中「10円未満」を「1円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の嬉野市農業集落排水処理施設条例の規定は、令和5年5月使用分として徴収する使用料から適用し、同年4月以前の使用分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第74号

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
2	新幹線嬉野温泉駅1号線	嬉野市嬉野町大字下宿字三本杉甲4344番地先 嬉野市嬉野町大字下宿字三本杉甲4316番地先

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第75号

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の終点を変更する。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	新幹線嬉野温泉駅2号線	嬉野市嬉野町大字下宿字五本杉 嬉野市嬉野町大字下宿字三本杉

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第76号

令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,059,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,560,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		96,008	1,253	97,261
	1 分担金	9,004	199	9,203
	2 負担金	87,004	1,054	88,058
14 使用料及び手数料		247,642	501	248,143
	1 使用料	45,478	501	45,979
15 国庫支出金		2,877,953	130,463	3,008,416
	1 国庫負担金	1,939,142	100,067	2,039,209
	2 国庫補助金	933,376	30,396	963,772
16 県支出金		1,675,788	2,879	1,678,667
	1 県負担金	786,963	560	787,523
	2 県補助金	808,360	2,319	810,679
18 寄附金		3,500,003	1,000	3,501,003
	1 寄附金	3,500,003	1,000	3,501,003
19 繰入金		2,103,580	△53,088	2,050,492
	1 特別会計繰入金	3	7,804	7,807
	2 基金繰入金	2,103,577	△60,892	2,042,685
20 繰越金		1	873,556	873,557
	1 繰越金	1	873,556	873,557
21 諸収入		427,637	43,170	470,807
	5 雑入	200,952	43,170	244,122
22 市債		498,183	59,600	557,783
	1 市債	498,183	59,600	557,783
歳入	合計	19,501,275	1,059,334	20,560,609

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		152,723	△4,426	148,297
	1 議会費	152,723	△4,426	148,297
2 総務費		5,279,618	744,751	6,024,369
	1 総務管理費	4,937,149	745,909	5,683,058
	2 徴税費	181,615	3,653	185,268
	3 戸籍住民基本台帳費	88,607	△470	88,137
	4 選挙費	45,115	35	45,150
	5 統計調査費	8,014	25	8,039
	6 監査委員費	19,118	△4,401	14,717
3 民生費		6,097,804	89,187	6,186,991
	1 社会福祉費	2,976,785	11,831	2,988,616
	2 児童福祉費	2,550,327	30,137	2,580,464
	3 生活保護費	570,592	47,219	617,811
4 衛生費		1,380,349	41,528	1,421,877
	1 保健衛生費	544,203	24,894	569,097
	2 清掃費	742,914	16,547	759,461
	3 上水道費	93,232	87	93,319
6 農林水産業費		930,487	14,458	944,945
	1 農業費	855,133	18,366	873,499
	2 林業費	75,174	△3,908	71,266
7 商工費		733,407	3,836	737,243
	1 商工費	733,407	3,836	737,243
8 土木費		1,678,877	11,045	1,689,922
	1 土木管理費	60,622	2,146	62,768

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	321,712	393	322,105
	3 河川費	5,409	399	5,808
	4 都市計画費	1,232,915	3,170	1,236,085
	6 新幹線費	45,742	4,937	50,679
9 消防費		488,773	△1,667	487,106
	1 消防費	488,773	△1,667	487,106
10 教育費		1,060,493	3,622	1,064,115
	1 教育総務費	216,586	△735	215,851
	2 小学校費	224,945	8,011	232,956
	3 中学校費	102,788	650	103,438
	4 社会教育費	278,331	△4,924	273,407
	5 保健体育費	237,843	620	238,463
11 災害復旧費		258,272	157,000	415,272
	1 農林水産施設災害復旧費	201,533	5,000	206,533
	2 公共土木施設災害復旧費	56,739	152,000	208,739
歳	出	合	計	
		19,501,275	1,059,334	20,560,609

第 2 表 継続費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	旧市体育館等解体	161,794	令和4年度	64,304
				令和5年度	97,490
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	市道永尾線地すべり災害復旧事業	400,000	令和4年度	148,000
				令和5年度	126,000
				令和6年度	126,000

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎整備関連事業	令和 5 年度	予算で定める額
小学校に係るGIGAスクール運営支援センター整備事業	令和 5 年度	予算で定める額
中学校に係るGIGAスクール運営支援センター整備事業	令和 5 年度	予算で定める額

第 4 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
排水機場維持管理事業	千円 6,000	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
新幹線建設地元負担金	4,300	〃	〃	〃

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年公共土木施設災害復旧事業	千円 1,000	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 50,300	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

議案第 77 号

令和 4 年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 125,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,699,850 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		2,781,230	3,100	2,784,330
	1 県補助金	2,781,230	3,100	2,784,330
6 繰入金		296,173	190	296,363
	1 他会計繰入金	296,172	190	296,362
7 繰越金		1	122,110	122,111
	1 繰越金	1	122,110	122,111
歳入	合計	3,574,450	125,400	3,699,850

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		57,122	190	57,312
	1 総務管理費	52,788	190	52,978
2 保険給付費		2,656,529	500	2,657,029
	6 傷病手当金	500	500	1,000
5 基金積立金		68	116,032	116,100
	1 基金積立金	68	116,032	116,100
8 諸支出金		5,004	8,678	13,682
	1 償還金及び還付加算金	5,002	1,300	6,302
	2 繰出金	2	7,378	7,380
歳 出	合 計	3,574,450	125,400	3,699,850

令和4年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ402,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	2,465	2,466
	1 繰越金	1	2,465	2,466
歳入	合計	400,057	2,465	402,522

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		395,368	2,039	397,407
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	395,368	2,039	397,407
3 諸支出金		1,155	426	1,581
	2 繰出金	1	426	427
歳 出	合 計	400,057	2,465	402,522

議案第79号

令和4年度 嬉野市嬉野都市計画事業
嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）

令和4年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		219,642	△4,082	215,560
	1 一般会計繰入金	219,642	△4,082	215,560
3 繰越金		1	4,082	4,083
	1 繰越金	1	4,082	4,083
歳入	合計	219,658	0	219,658

令和4年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度嬉野市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科目)		千円	千円	千円
第1款	下水道事業収益	777,582	15,035	792,617
第1項	営業収益	191,203	1,961	193,164
第2項	営業外収益	586,379	9,458	595,837
第3項	特別利益	0	3,616	3,616

		支 出		
		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科目)		千円	千円	千円
第1款	下水道事業費用	777,582	7,793	785,375
第1項	営業費用	676,761	9,070	685,831
第2項	営業外費用	92,077	△3,196	88,881
第3項	特別損失	5,744	1,919	7,663

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,766千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,569千円、引継金1,997千円、当年度分損益勘定留保資金159,200千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,775千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,434千円、引継金39,122千円、当年度分損益勘定留保資金133,219千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科目)		千円	千円	千円
第1款	資本的支出	591,479	9	591,488
第1項	建設改良費	216,842	39	216,881
第2項	企業債償還金	374,637	△30	374,607

（特例的収入及び支出）

第4条 予算第4条の2本文中「17,447千円及び57,833千円」を「33,942千円及び42,041千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)
第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
・職員給与費	39,773	2,018	41,791

令和4年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 収益			(千円) 777,582	(千円) 15,035	(千円) 792,617	
	1 営業収益		191,203	1,961	193,164	
		1 下水道使用 料	179,990	1,961	181,951	
	2 営業外収益		586,379	9,458	595,837	
		2 長期前受金 戻入	190,921	2,382	193,303	
		3 消費税及び 地方消費税 還付金	0	7,076	7,076	
	3 特別利益		0	3,616	3,616	
		1 その他の特 別利益	0	3,616	3,616	

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更

収益的収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費用			(千円) 777,582	(千円) 7,793	(千円) 785,375	
	1 営業費用		676,761	9,070	685,831	
		1 管きよ費	36,429	637	37,066	
		2 処理場費	236,751	5,632	242,383	
		3 総係費	32,894	2,166	35,060	
		4 減価償却費	370,687	635	371,322	
	2 営業外費用		92,077	△ 3,196	88,881	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	86,637	344	86,981	
		2 消費税及び 地方消費税	4,540	△ 3,540	1,000	
	3 特別損失		5,744	1,919	7,663	
		1 その他特別 損失	5,744	1,919	7,663	

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更
資本的收入及び支出
支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			(千円) 591,479	(千円) 9	(千円) 591,488	
	1 建設改良費		216,842	39	216,881	
		2 処理場建設改良費	161,164	39	161,203	
	2 企業債償還金		374,637	△ 30	374,607	
		1 建設改良債元金償還金	374,637	△ 30	374,607	

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

下水道事業会計 間接法 (単位 円)

I 業務活動によるキャッシュフロー	
当年度純利益	1,204,890
減価償却費	371,322,000
賞与引当金の増加額 (△は減少)	2,322,540
法定福利費引当金の増加額 (△は減少)	439,460
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	870,000
長期前受金戻入額	△ 193,303,000
支払利息及び企業債取扱費	86,981,000
営業及び営業外未収金増減額 (△は増加)	8,301,070
営業及び営業外未払金増減額 (△は減少)	△ 19,634,401
小計	258,503,559
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 86,981,000
業務活動によるキャッシュフロー①	171,522,559
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産取得・建設改良事業等実施額	△ 198,311,735
他会計補助金による収入	37,569,000
国庫補助金による収入	60,021,001
工事負担金による収入	18,140,000
投資活動によるキャッシュフロー②	△ 82,581,734
III 財務活動によるキャッシュフロー	
企業債による収入	126,300,000
他会計出資金による収入	158,110,000
企業債の償還による支出	△ 374,593,744
財務活動によるキャッシュフロー③	△ 90,183,744
IV 現金預金の減少額④=①+②+③	△ 1,242,919
V 現金預金の期首残高	47,219,919
VI 現金預金の期末残高	45,977,000